



許可を取らずに 使える例外 【教育機関での複製・ インターネット送信編】

①「学校その他の教育機関」で、②「授業」で使うために、③「教師や児童・生徒など」が④「必要と認められる限度内」で、公開されている他人の著作物を、許可を取らずに複製することは可能です。この①～④の項目については、細かな範囲が定められているので、12ページから解説していきます。また、テレビやインターネットなどによる公衆送信（遠隔授業のための同時配信を除く）や、公の伝達も可能です。

教育機関で許可を取らずに使える例

教師が
インターネット上の
著作物をダウンロード
して授業で配布する



教師が児童・
生徒に授業のための
予習・復習用の資料を
メールで送信する※

運動会で使う
プラカードに
人気アニメの
キャラクターの絵を
まねして描く

教師や児童・生徒が
修学旅行のしおりに、
旅行先を題材にした
歌詞などの著作物を
掲載する

動画投稿サイト上
の著作物をパソコンの
ディスプレイなどを用いて
児童・生徒に視聴させる



教師がオンデマンド
配信授業やリアルタイム
配信授業で、児童・生徒
などに講義映像や資料を
インターネット送信する※

※がついているものは許可を取らずに使えますが、補償金の支払いが必要です。
補償金については15ページの「SARTRAS」の項目で詳しく説明します。

著作物を使うとき、【学校その他の 教育機関での複製・インターネット送信】 の例外として認められる？

ステップ1 「学校その他の教育機関」に
あてはまる？

↓ はい

ステップ2 「授業」での利用？

↓ はい

ステップ3 利用するのは
「教師や児童・生徒など」？

↓ はい

ステップ4 「必要と認められる限度内」での
利用？

↓ はい

許可を取らずに利用が可能

ステップ1～4に
ついて、次のページ
から解説するよ

著作物の
利用には許可が
必要





ステップ

4

「必要と認められる限度内」での利用？

許可を取らずに他人の著作物が使えるといっても、際限なく利用できるわけではありません。著作権法では、必要な限度内の使用であることと定められています。基本的には授業に必要な部分で、クラスまたは授業を受ける人数に必要な部数となります。また、授業を受ける人に配布するのと同じ複製物を授業参観や研究授業の参加者へ配布することも認められています。「必要と認められる限度内」といっても、授業の内容や著作物の形態などにより判断がむずかしい場合も多いので、いくつか例をあげて説明します。

どこまでが必要と認められる限度内？

白地図を児童・生徒に購入させずに、教師が複製して授業で配布する。

本来、児童・生徒が購入して使うはずの白地図などを複製することは、著作権者の利益を損なうため認められないでしょう。ただし、たまたま白地図を忘れた児童のために、使う分だけのページを複製してわたすことは許容されるでしょう。



※18～19ページで紹介する内容は、どの場合もインターネット送信を行う場合、補償金の支払いが必要となります。

教師が算数のドリルを1冊分複製して児童・生徒に配り、使用させる。

「必要と認められる限度内」の利用と認められないでしょう。原則として許可を取らずに利用できるのは、著作物の小部分の利用です。

小学校のクラブ活動で出場する合唱コンクールで使う楽譜を複製して児童に配る。

小・中・高等学校のクラブ活動は授業にふくまれるのでOK。ただし児童が歌唱する楽譜を、出場しない児童や保護者に複製して配布するのはNG。また、大学での部活動やサークル活動は授業にふくまれないのでNG。



家庭科のエプロン作りの授業で、好きなアニメの名場面の絵を貼って自分のエプロンに使いたい。

アニメ作品には著作権があります。エプロンを自分の作品として楽しむだけなら、貼ったり描いたりすることに問題はありませんが、できたエプロンを作品展に出したり、SNSなどで公表したりすることはできません。

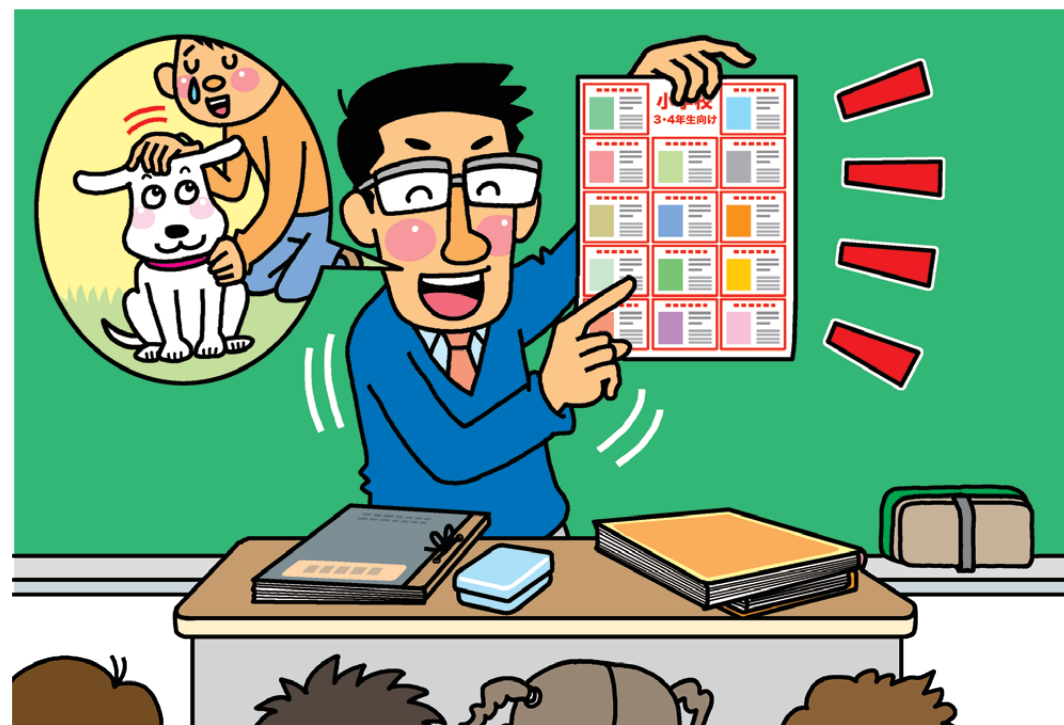
ここまで紹介してきたように、12ページからのステップ①～④のすべてにあてはまれば、著作権者に許可を取らずに授業内で利用することが可能です。ただしその場合も、著作権者の利益を不当に害するような利用の場合は、許可が必要となります。そのため、本などの出版物の場合、基本的に配った複製物は、次の授業で使うなどの必要がない場合は回収することを発行元の出版社が求めるケースが多く見られます。また原則として、著作物のタイトルや著作者名などの情報は、だれが見てもわかるように示しておくことが慣習的に行われています。

Q おすすめの本を子どもに紹介するため に表紙画像を使いたい。問題はない？

教師がおすすめの本の紹介や本の表紙画像をのせた資料を作り、授業で配ることは無許可で大丈夫です。以前は著作権者への個別の許可が必要だったオンライン授業で紹介する場合も、補償金を支払うことで許可が不要になりました。

ただし「図書館だより おすすめの本」などのように、「授業」と見なすのがむずかしい場合は、さまざまな見解があるので注意しましょう。27ページで、許可を取らずに本の表紙画像を使えるケースをいくつか紹介します。

いずれの場合も、著者名、書名、出版社名、発表年などの情報は必ず書きます。画像の一部だけを取り出して使うような改変や、ほかの文字や画像を上のにのせるような行為は権利を侵害する可能性が高いことも覚えておきましょう。



本の表紙画像を使う場合

本の表紙画像を使うときには、まず、本を発行している出版社のホームページで、表紙画像の扱いについて確認しましょう。公共図書館や学校図書館で作るブックリストなどに掲載する場合は「許可は不要です」など書いている出版社も多くあります。許可が必要な場合でも、以下の方法でなら許可を取らずに使うことが可能です。

「引用」として使用する

表紙とともに本の紹介文などを掲載して、「引用」のルールを守れば許可が不要になります(1巻参照)。

「版元ドットコム」で掲載されている画像を使用する

書籍や雑誌などの出版事業を支援する「版元ドットコム」のホームページに掲載されている表紙画像は、「利用可」と表示されているものであれば自由に使うことができます。

「美術の著作物等の譲渡の申出に伴う複製」として使用する

所蔵している本を「図書館のこんな本がおすすめです」と案内する場合、権利制限規定により、直接撮影する場合にかぎって、印刷物は表紙画像のサイズが50cm以内、インターネット送信する場合には画素数32,400以下(プロテクトなし)といった制限内であれば、許可を取らずに表紙画像が使えるとされています。著作者の権利を不当に害するような大きさでは使えないので注意しましょう。



※このほか児童書の場合、28ページで登場する「児童書出版者・著作者懇談会」が作品名・著作者名(作・文・写真など)・出版社名と一緒に紹介する前提で、「ブックリスト、図書館内のお知らせ、書評等(ウェブサイト上含む)」に、表紙をそのまま使用する場合は、商品を示しているものとみなされ慣行上無許諾で使用できる(それ以外の表紙使用は要許諾)。」と「読み聞かせ団体等による著作物の利用について」(2006年発表、2018年改訂)の中で発表しています。